規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四〇―四四

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号イ中「六月に支給する場合においては百分の九十三以上百分の百五十」を「百分の九十九以上百分の百六十」に、「百分の百十九以上百分の百九十以下」、十二月に支給する場合においては百分の百六以上百分の百七十以下（特定管理職員にあつては、百分の百三十二以上百分の二百十」を「百分の百二十五以上百分の二百」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合においては百分の八十二・五以上百分の九十三」を「百分の八十八以上百分の九十九」に、「百分の百五・五以上百分の百十九未満」、十二月に支給する場合においては百分の九十四以上百分の百六未満（特定管理職員にあつては、百分の百七以上百分の百三十二」を「百分の百十一以上百分の百三十二」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合においては百分の百三十二以上百分の百五十」を「百分の百十六以上百分の百五十未満」、十二月に支給する場合においては百分の九十七・五以上百分の百五十八未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十以上百分の百六十八」を「百分の百二十三以上百分の百五十九」に改め、同号ニ中「六月に支給する場合においては百分の六十七」を「百分の七十二」に、「百分の七十二」を「百分の七十七」に、「百分の八十二未満」、十二月に支給する場合においては百分の七十七未満（特定管理職員にあつては、百分の八十二以上百分の九十二」を「百分の八十七」に改め、同項第三号イ中「六月に支給する場合においては百分の九十二以上百分の百七十」を「百分の九十五以上百分の百七十五」に改め、「以下このイ及び」を削り、「百分の八十五」、十二月に支給する場合においては百分の九十八以上百分の百八十以下（事務次官等にあつては、百分の九十」を「百分の八十七・五」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合においては百分の八十、十二月に支給する場合においては百分の八十五」を「百分の八十二・五」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合においては百分の八十未満、十二月に支給する場合においては百分の八十五」を「百分の八十二・五」に改める。

第十三条の二第一項第一号イ中「六月に支給する場合においては百分の三十五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十五超」、十二月に支給する場合においては百分の四十超（特定管理職員にあつては、百分の五十」を「百分の四十七・五」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合においては百分の三十五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十五」、十二月に支給する場合においては百分の四十」を「百分の四十七・五」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合においては百分の三十五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十五未満」、十二月に支給する場合においては百分の四十未満（特定管理職員にあつては、百分の五十」を「百分の四十七・五」に改め、同項第二号イ中「六月に支給する場合においては百分の四十五以上百分の五十五」を「百分の四十八以上百分の五十六・五」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合においては百分の三十三」を「百分の三十五・五」に、「百分の四十未満」、十二月に支給する場合においては百分の三十八未満（特定管理職員にあつては、百分の五十九・五」に改め、同号ハ中「六月に支給する場合においては百分の三十三」を「百分の三十五・五」に、「百分の四十未満」、十二月に支給する場合においては百分の三十八未満（特定管理職員にあつては、百分の四十五」を「百分の四十二・五」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四九―四六

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「附則別表のとおり」を「次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合」に改め、同条に次の各号を加える。

一　一級地　百分の二十

二　二級地　百分の十六

三　三級地　百分の十五

四　四級地　百分の十二

五　五級地　百分の十

六　六級地　百分の六

七　七級地　百分の三

附則第三条を削る。

附則第四条中「百分の十五・五」を「百分の十六」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第五条中「さかのぼった」を「遡った」に改め、同条を附則第四条とし、附則第六条を附則第五条とし、附則第七条を附則第六条とする。

附則別表を削る。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―八九―五

人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「六千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「一万三千円」を「一万六千円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万四千円」に改め、同項第四号中「二万六千円」を「三万二千円」に改め、同項第五号中「三万三千円」を「四万円」に改め、同項第六号中「三万八千円」を「四万六千円」に改め、同項第七号中「四万三千円」を「五万二千円」に改め、同項第八号中「四万八千円」を「五万八千円」に改め、同項第九号中「五万三千円」を「六万四千円」に改め、同項第十号中「五万八千円」を「七万円」に改める。

附則第二項中「二万六千円」を「三万円」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。